

岩手県告示第195号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧場所
音部地区	水産生産基盤整備事業	岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域振興局水産部宮古水産振興センター